



2025年2月12日

各 位

会 社 名 株式会社東邦システムサイエンス
代 表 者 代表取締役社長 小坂 友康
コード番号 4333 東証プライム市場
問 合 せ 先 取締役経営企画本部長 砂賀 昌代
(電話 03-3868-6061)

(訂正)「2025年3月期 第3四半期決算短信[日本基準] (非連結)」の
一部訂正に関するお知らせ

当社は、2025年1月31日に公表いたしました「2025年3月期 第3四半期決算短信[日本基準] (非連結)」の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたのでお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

「2025年3月期 第3四半期決算短信[日本基準] (非連結)」提出後に、売却意向のあった法人名その他の記載内容の一部に誤りがあることが判明したため、これを訂正するものであります。

2. 訂正の箇所

訂正箇所は () 下線で示しております。

添付資料 8 ページ

(重要な後発事象)

(自己株式の取得及び自己株式の公開買付け)

(訂正前)

<前略>

今般、当社は、2024年7月25日、株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）から、具体的な売却主体及び売却数量はいずれも未定であるものの、光通信の子会社の所有する当社普通株式の一部を当社に売却する意向があるため、当社において、取得の可否、及び取得可能な場合は買付価格や取得株式数を含む具体的な取引条件を検討されたい旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、2024年7月26日、光通信の意向を勘案した当社普通株式の円滑な売却機会の設定を企図しつつ、同時に、一定数以上の数量の当社普通株式が市場で一定の期間内に断続的に売却された場合における当社普通株式の市場価格に与える影響並びに当社の資本効率向上及び株主の皆様への利益還元を図る観点を総合的に考慮し、当社が光通信子会社の所有する当社普通株式の一部を自己株式として取得することについて具体的な検討を開始いたしました。かかる検討の結果、当社は、2024年10月中旬、光通信子会社の所有する当社普通株式の一部を当社が自己株式として取得することは、将来の経営環境の変化に対する機動的な資本政策の遂行に寄与し、また、当社の資本効率向上及び株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えるに至りました。その上で、自己株式の具体的な取得方法については、(i) 株主間の平等性、(ii) 取引の透明性、(iii) 公開買付けの方法であれば、市場での買付けとは異なり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、一般的に他の株主からの応募が想定されず、売却意向のあった光通信子会社による当社普通株式の売却の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、並びに(iv) 光通信子会社以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、一定程度まとまった数量の株式を取得する場合には、特に上記(iii)の観点、すなわち、売却意向のあった株主による当社普通株式の売却の確実性の向上、及び当社資産の社外流出の抑制という効果を重視することが適切であると考え、光通信に対して公開買付けの手法を提案することが適切であると判断いたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

今般、当社は、2024年7月25日、光通信株式会社（以下「光通信」といいます。）から、具体的な売却主体及び売却数量はいずれも未定であるものの、光通信の子会社（以下「光通信ら」と総称します。）の所有する当社普通株式の一部を当社に売却する意向があるため、当社において、取得の可否、及び取得可能な場合は買付価格や取得株式数を含む具体的な取引条件を検討されたい旨の連絡を受けました。なお、光通信によれば、同社はこの件に関する光通信らの連絡窓口であるとのことです。

これを受け、当社は、2024年7月26日、光通信らの意向を勘案した当社普通株式の円滑な売却機会の設定を企図しつつ、同時に、一定数以上の数量の当社普通株式が市場で一定の期間内に断続的に売却された場合における当社普通株式の市場価格に与える影響並びに当社の資本効率向上及び株主の皆様への利益還元を図る観点を総合的に考慮し、当社が光通信らの所有する当社普通株式の一部を自己株式として取得することについて具体的な検討を開始いたしました。かかる検討の結果、当社は、2024年10月中旬、光通信らの所有する当社普通株式の一部を当社が自己株式として取得することは、将来の経営環境の変化に対する機動的な資本政策の遂行に寄与し、また、当社の資本効率向上及び株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えるに至りました。その上で、自己株式の具体的な取得方法については、(i) 株主間の平等性、(ii) 取引の透明性、(iii) 公開買付けの方法であれば、市場での買付けとは異なり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、一般的に他の株主からの応募が想定されず、売却意向のあった光通信らによる当社普通株式の売却の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、並びに (iv) 光通信ら以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、一定程度まとまった数量の株式を取得する場合には、特に上記 (iii) の観点、すなわち、売却意向のあった株主による当社普通株式の売却の確実性の向上、及び当社資産の社外流出の抑制という効果を重視することが適切であると考え、光通信らに対して公開買付けの手法を提案することが適切であると判断いたしました。

<後略>

以 上